

会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 191 条に定める事前開示書類
(吸収合併に係る事前備置書類)

令和 2 年 9 月 15 日

株式会社小僧寿し

令和 2 年 9 月 15 日

吸収合併に係る事前開示事項

東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目 5 番 6 号
株式会社小僧寿し
代表取締役 小林 剛

当社は、株式会社東京小僧寿し（本店所在地：東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目 5 番 6 号。以下「東京小僧寿し」といいます。）との間で締結予定の吸収合併契約に基づき、令和 2 年 11 月 1 日（予定）を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、東京小僧寿しを吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本件吸収合併」といいます。）を行い、これにより、当社は東京小僧寿しの権利義務の全てを承継して存続し、東京小僧寿しは解散することにいたしました。本件吸収合併に関する会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 191 条に基づく事前開示事項は、下記のとおりです。

記

1. 吸収合併契約の内容（会社法第 794 条第 1 項）

吸収合併契約の内容は、添付 1 のとおりです。

2. 合併対価の相当性に関する事項（会社法施行規則第 191 条第 1 号）

本件吸収合併に際して、当社は、東京小僧寿しの株主に対し、金銭その他の財産の交付を行いませんが、当社は東京小僧寿しの発行済株式の全部を保有していることから、かかる内容は相当であると判断しております。

3. 東京小僧寿しに関する事項（会社法施行規則第 191 条第 3 号）

(1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

東京小僧寿しの最終事業年度に係る計算書類は添付 2 のとおりです。

(2) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

4. 当社における最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容に関する事項（会社法施行規則第 191 条第 5 号）

- ① 当社は、2020 年 4 月 22 日付けの取締役会において、EVO FUND を割当予定先とする第 7 回新株予約権の発行及び阪神酒販株式会社を割当予定先とする第 8 回新株予約権の発行を決議しています。
- ② 当社は、2020 年 8 月 14 日付けの取締役会において、阪神酒販株式会社を割当予定先とする第 10 回新株予約権の発行を決議しています。

5. 本件吸収合併の効力発生日以降における当社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第 191 条第 6 号）

当社の令和 2 年 6 月 30 日現在の貸借対照表における資産の額は 1,563,371 千円、負債の額は 1,275,585 千円、純資産の額は 287,785 千円であり、その後、これらの額に重大な変動は生じておりません。

また、東京小僧寿しの令和元年 6 月 30 日現在の貸借対照表における資産の額は 277,705 千円、負債の額は 2,844,478 千円、純資産の額は△2,566,773 千円であり、その後、これらの額に重大な変動は生じておりません。

いずれの会社についても、本件吸収合併の効力発生日までに資産及び負債の状態に重大な変動を生じる事態は現在のところ予測されておらず、本件吸収合併後における当社の資産の額は、負債の額を十分に上回る見込みです。

以上の点、並びに当社の収益状況及びキャッシュ・フロー等に鑑み、当社の負担する債務については本件吸収合併の効力発生日以降も履行の見込みがあると判断します。

以 上

- ・添付 1 吸収合併契約書（写し）
- ・添付 2 東京小僧寿しの最終事業年度に係る計算書類

合併契約書

株式会社小僧寿し(以下「甲」という。)と株式会社東京小僧寿し(以下「乙」という。)は、次のとおり合併契約(以下「本契約」という。)を締結する。

第1条(合併の方法)

甲及び乙は、本契約の定めるところに従い、効力発生日(第4条に定義される。)において、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社とする吸収合併(以下「本合併」という。)を行い、甲は、本合併により乙の権利義務の全部を承継する。

第2条(商号及び住所)

合併存続会社(甲)及び合併消滅会社(乙)の商号及び住所は、次の各号に掲げるとおりである。

(1)吸収合併存続会社(甲)の商号及び住所

商号：株式会社小僧寿し

住所：東京都中央区蛸殻町1丁目5番6号

(2)吸収合併消滅会社(乙)の商号及び住所

商号：株式会社東京小僧寿し

住所：東京都中央区蛸殻町1丁目5番6号

第3条(本合併に際して交付する金銭等)

甲は、乙の発行済株式の全部を保有しているため、本合併に際し、乙の株主に対して、その有する株式に代わる金銭等を交付しない。

第4条(効力発生日)

本合併がその効力を生ずる日(以下「効力発生日」という。)は、2020年11月1日とする。但し、本合併の手續の進行上の必要性その他の事由により必要があるときは、甲及び乙が協議し合意の上、これを変更することができる。

第5条(合併契約承認株主総会)

1 甲は、会社法第795条第1項の規定に従い、効力発生日の前日までに、株主総会において、本契約の承認及び本合併に必要な事項に関する決議を求めるものとする。

2 乙は、会社法第784条第1項の規定に従い、同法第783条第1項に定める株主総会の承認を得ることなく本合併を行う。

第6条(合併条件の変更及び本契約の解除)

本契約締結後、効力発生日に至るまでの間において、甲若しくは乙の財政状態若しくは経営状態に重大な変動が生じた場合、又は本合併の実行に重大な支障となる事態が生じた場合、その他本契約の目的の達成が困難となった場合には、甲及び乙が協議し合意の上、本合併の条件その他本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

第7条(協議事項)

本契約に定める事項のほか、本合併に必要な事項は、本契約の趣旨に則り、甲及び乙が協議し合意の上、これを定める。

以上を証するものとして本書1通を作成し、甲乙記名押印のうえ、甲が原本を乙がその写しを保有する。

2020 年9月 30 日

(甲)

東京都中央区日本橋蛸殻町1丁目5番6号

株式会社小僧寿し

代表取締役社長 小林 剛 ⑩

(乙)

東京都中央区日本橋蛸殻町1丁目5番6号

株式会社東京小僧寿し

代表取締役社長 森下 將典 ⑩

【東京小僧寿しの最終事業年度に係る計算書類の内容】

貸借対照表の要旨

(令和 1 年 12 月 31 日現在) (単位：百万円)

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	206	流動負債	2,818
固定資産	106	固定負債	30
投資その他の試算	106	株主資本	△2,536
繰延資産	—	資本金	10
		資本準備金	10
		その他資本剰余金	10
		利益剰余金	△2,556
		その他利益剰余金	△2,556
		(うち当期純利益)	(△178)
資産合計	313	負債・純資産合計	313

損益計算書の要旨

(自 平成 31 年 1 月 1 日 至 令和 1 年 12 月 31 日) (単位：百万円)

科目	金額
売上高	2,690
売上原価	1,215
売上総利益	1,475
販売費及び一般管理費	1,649
営業利益	△174
営業外収益	33
営業外費用	43
経常利益	△184
特別利益	16
特別損失	1
税引前当期純利益	△168
法人税、住民税及び事業税	9
当期純利益	△177

以上